

令和8年度 第1回羽曳野市男女共同参画推進審議会 会議議事録

日 時:令和8年7月3日(金)午後2時~午後4時(2時間)

場 所:羽曳野市役所 別館3階会議室

参加者:委員 10名 事務局他 6名

【開会】

【委嘱状交付】

【市長挨拶】

【委員紹介】

【審議会について】

資料2-1「羽曳野市男女共同参画推進審議会の職務について」

資料2-2「意見等処理のしくみ」

を用いて説明

【会長および副会長の選出】

【会長挨拶】

【副会長挨拶】

【審議案件】

1.第4期羽曳野市男女共同参画推進プランの策定について

市民意識調査の結果報告

新プランの基本方針の整理・設定、施策体系について

今後のスケジュールについて

2. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて

令和7年度推進状況調査結果報告

・審議会等の女性委員の割合について

3.人権推進課男女共同参画事業について「令和7年度実施報告」及び「令和8年度実施計画」

【会議の要旨】

1. 第4期羽曳野市男女共同参画推進プランの策定について

市民意識調査の結果報告

○事務局 資料3-1、冊子「羽曳野市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書」を用いて説明

○会長

・説明のあった内容について意見、質問等はあるか。

○委員

・調査結果の分析について内部でもよく検討していることが分かる説明だったと思う。

・情報提供として、日本労働組合総連合会が若年層を対象に行ったアンケート結果によると、就職の面接等で「性自認への違和感の有無」や「女性か男性か」といった質問をされ、嫌な思いをしている若者が増えており、その割合は、2023年実施と比べ2倍に増えている。意思表示ができ、少しずつ声を上げられる時代になった。ただ、面接でこのような質問はおそらく妥当ではなく、

SNSや学校教育の現場で「答える必要のない質問だ」と学んだケースが多い。

- ・この調査でも教育の重要性が示されているが、教育現場で平等性や今までの文化を正していくことが市民の期待として大きいのではないかと感じた。行政の施策においても、学校教育が男女共同参画に大きく役立っていくのではないかと感じた。

○事務局

- ・性別の区別や面接での質問について、令和6年にLGBT理解増進法が施行され、今年6月、国から基本計画が示された。学校現場や職場、地域社会で配慮を求める内容である。特に教育現場では、相談を受けた際に本人の意思がはっきりしない限り他人に漏らさないなどの配慮も盛り込まれている。市としても計画に準じ、本市プランの中でも決して無視できない問題だと受け止めている。
- ・報告書の96ページで「学校教育では男女平等か」という問いに対し、7割以上が平等だと回答している。学校現場での男女混合名簿や制服の選択などについて取り組んでいるので、委員からもぜひ紹介をお願いしたい。

○委員

- ・学校現場では男女混合名簿は30年ほど前から実施しており定着している。制服についてもここ10年ほどでいろいろなバリエーションが選べる選択制が進んでいる。LGBTQなどの問題についても、義務教育学校では小学5年生と中学2年生時にゲストティーチャーを招いて授業を行い、教職員の研修も実施している。
- ・学校現場では、子どもたちに無意識の思い込みの排除について日々問いかけているが、教職員の意識のアップデートもまだまだ必要である。子どもたちは大人の背中を見て育つので、挨拶の習慣なども含め、人権意識などについても教育の力だけでなく社会全体で意識を広め、大人が示していく社会づくりも必要ではないかと思う。

○委員

- ・市の人権擁護委員として小学校でLGBTQの人権教室を行っている。低学年の児童に対して「男は黒、女は赤」といったような偏見を持たず、好きな色でいいという授業をしているが、「男が黒で女が赤でいいのではないか」という意見も出た。
- ・世間には「やりすぎではないか」「子どもが混乱する」との意見もあるようだ。しかし、小さい時から偏見をなくす授業を進めるべきだと考えているが、計画にもそうした背景を含めて考えていくべきではないか。

○事務局

- ・調査結果では大阪府全体と市を比べたものも掲載しているが、概ね同じ傾向であり、いわゆる府内の平均的な地域といえる。ただ、地域差、地域によって「もういいのではないか」という意見が強いところもあれば、苦しんでいる人がいることを知ってほしいという声が強いところもあるかと思う。
- ・国の計画でも、成長過程で変化が訪れやすい10代の子どもたちへの教育や相談対応が求められている。教育委員会とも意見を交わしながら、新計画に組み込んでいきたい。

○会長

- ・人権に関わる方の中でも「もういいのではないか」という声が出てきているという意見が出された。SNSなどでも「女性の方が優遇されている」という声が出る一方で、実際のデータを見

ると家事負担などは全く平等ではないという実態があることが分かる。LGBTQの問題に関しても同様に実態はどうかをデータで示したうえで、政策が必要であると伝えていくことが重要だろう。

○副会長

・形式的な点だが、報告書83ページの誤植を修正してほしい。11と12の表題が同じになっているので修正を。

○事務局

・修正したい。

○会長

・次に、新プランの基本方針の整理・設定、施策体系について事務局から説明をお願いします。

新プランの基本方針の整理・設定、施策体系について

○事務局 資料3-2を用いて説明

○会長

・第4期の施策の体系について意見はないか。

○副会長

・基本目標3の「防災におけるジェンダー視点の主流化」という言葉が分かりにくいので説明してほしい。

○事務局

・日頃の防災準備や避難所運営において、女性への配慮もそうだが、男女を区別したり社会通念で役割分担を決めるのではなく、広くジェンダー視点を持って取り組むという意味合いである。

○副会長

・言葉の問題だが、「主流化」という表現は少しきついのではないか。

○事務局

・「ジェンダー視点の反映」など、表現については再度検討したい。

○会長

・「主流化」には、単にジェンダーの視点を組み込むというだけでなく、抜本的に政策を再構成していくという強いニュアンスを感じる言葉である。国の方針でジェンダー主流化を議論されているのなら、市でも防災におけるジェンダー主流化を進めるという強いメッセージを発していることになるのだが、市の意図と合っているか検討してほしい。

○委員

・基本目標5の「安心して相談できる支援体制の強化」についてだが、例えば妊娠・出産後の不安など、DV等の明確な理由がなくても男女ともに日常の不安を気軽に相談できる施設はあるのか。

○事務局

・人権推進課では、不安な気持ちを聞いてほしいということであれば、対応している。他のセクションの支援が必要な場合も、同行するなどして不安な相談者を1人にさせないようにしている。福祉政策課での重層的支援体制の一環で包括的支援や、子育て中の親子が相談したり、

交流して世間話ができる広場なども用意されている。

○会長

・第3期から第4期でどこに重点を置いたのか、簡潔に説明をお願いします。

○事務局

・大幅な変更はないが、基本目標4において、令和6年度から施行された困難女性支援法を踏まえ、複合的な困難を抱える女性への包括的な支援に特化・整理した。

○会長

・基本目標4について、第3期から項目が減少した理由を伺いたい。

○事務局

・第3期では、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」として広く全般的に支援する施策の方向となっていたが、第4期では、複合的な問題がある現状から、包括的な支援体制を進めるための施策として2つにした。

○会長

・基本目標1について、家庭・地域・情報リテラシーという言葉が第3期では明確ではなかったものが、第4期では基本方針となっている。第3期から変化した部分はどういう理由か説明をお願いします。

○事務局

・第3期では例えば「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識の解消を目指していたが、今回の調査や自由意見を見ると、性別に関わらず「得意な人がやればいい」「個人の多様な生き方を認める」という考え方に世の中が変わってきている。時代に即した方針へと変更していったものである。

○会長

・では次にスケジュールの説明をお願いします。

スケジュールについて

○事務局 資料3-3 について説明

○会長

・質問等なければ、次に第3期プランの進捗状況について説明をお願いします。

第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて

○事務局 資料4及び資料4別表について説明

○会長

・何か意見等あるだろうか。

○委員

・私の所属する相談機関で、お父さんとお母さんと子どもと一緒に遊びながら学ぶ会をしているのだが、あるお父さんからお風呂に入って妻に「カビが生えていたよ」と言ったら、子どもから「お父さん、洗ってきたん？」と言われたという話を聞いた。それを聞いてハッと気づき、「気づい

た人がやるのがいいのだ」と思ったそうだ。

- ・学校教育の中だけでなく、普段の生活の中でそういう教育や意識が必要なのではないかと私たちも教えられた。社会的なジェンダーの枠組みといった難しいことよりも、「できる人がやったらいい」という自然な流れの中で身につけていく意識教育がすごく大事ではないかと思った。

○会長

- ・他に意見がなければ、次に人権推進課男女共同参画事業について説明をお願いします。

人権推進課男女共同参画事業について「令和7年度実施報告」及び「令和8年度実施計画」

○事務局 資料5について説明

○委員

- ・女性相談支援員が増えた一方で、女性専門相談員は令和8年度は、いないのか。

○事務局

- ・女性専門相談員はこちらに委員として出席している。専門相談員は10番の項目ではなく8、9番に該当するもので、月ごとに曜日を決めて実施しており全枠が予約で埋まり続けているほどのリピートがある相談員である。

○委員

- ・そうであればよいが、表だけを見ると相談員がいないように見える。

○委員

- ・困難女性支援法に基づき女性相談支援員が増えたことは重要だが、私が行っている別枠で実施してきた女性相談の枠が減ると聞いており、相談ニーズを考えると懸念がある。

○事務局

- ・指摘の通りである。制度が変わり相談支援員の配置を週4日に増やしたことに伴い、専門相談員の配置は月3回から月2回に減ったというのが現実である。

○会長

- ・制度が変わったことで帳尻を合わされてしまったということだろう。
- ・では他に意見がなければ本日の審議案件は以上としたい。

【閉会】